

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第6号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1 から 3 まで <u>削除</u>					1 <u>削除</u>				
					2	第2条 第1項	<u>公益信託の許可</u>	○	
						第3条	<u>公益信託の監督</u>		○
						第4条 第1項	<u>公益信託の事務処理の検査及び財産の供託その他必要な処分の命令</u>		○
						第5条 第1項	<u>公益信託に係る変更の命令（重要なものに限る。）</u>	○	
							<u>公益信託に係る変更の命令（重要なものを除く。）</u>		○
						第6条	<u>公益信託に係る信託の変更又は併合若しくは分割の許可</u>	○	
						第7条	<u>公益信託の受託者の辞任の許可</u>		○
						第8条	<u>公益信託の受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人又は信託管理人の解任</u>	○	
						第8条	<u>公益信託の新受託者又は</u>		○

4～102 略
備考 略

	<u>新信託管理人の選任</u>		
第8条	<u>公益信託に係る信託財産 管理命令</u>	○	
第8条	<u>公益信託に係る信託財産 法人管理命令</u>	○	
第8条	<u>公益信託の信託管理人の 選任</u>		○
第9条	<u>公益信託の継続の決定</u>		○
<u>3 削除</u>			
4～102 略			
備考 略			

附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。